フランスにおけるデパルトマンの成立過程：プロヴァンスが如何に近代の地方区画の中にくみこまれたかの問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 正浩, Yamada, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00005241

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

フランスにおけるデパルトマンの成立過程*

——プロヴァンスが如何に近代の地方区画の中にくみこまれたかの問題——

山　田　正　浩

1. はじめに

筆者は前稿において，フランスにおける伝統的な地域単位であるプロヴァンス(la province)，及びペイ（le pays）について，その内容の概略を説明し，これが20世紀初頭のフランス近代地理学の擡頭に——とくにその地域概念の形成に——豊かな素材を提供したことにも言及した[1]。ところで，プロヴァンス，ペイはともにいわゆる ancien régime における実在なのであり，革命後の近代社会において，はたしていかなる意味をもちえたのかという疑問が一方ではなお生じる。革命とその直後の大変革の波の中にすっぽりと埋没し，瓦解したのではなかったのか。

このような疑問に見とおしをうる一つの手段として，フランス革命後の地方組織の改変の過程を今少したどってみたいと思うのである。この改変の過程の中からプロヴァンス，ペイの近代へと連続する側面が明らかにされるかも知れない。ひいてはプロヴァンスとペイの近代における意義をつかむいとぐちとなるかも知れないのである。これが20世紀初頭，フランスの地理学者がプロヴァンスやペイの中に，実在としての〝地域〟を認識しえた一つの理由ともなるのであろう。ただ，本稿ではプロヴァンスがデパルトマン（le département，日本の地方制度では県に相当する）に改変される過程をもっぱら対象とした。ペイについてはほとんどふれることがなかったのは，もっぱら資料面での制約によるものである。

フランス革命下の改革はきわめて急速に進められた。今，問題にしようとしている地方組織についても1879年の革命議会（l'Assemblée Constituante）で一気にその大綱が決せられたという。ブリュンヌ（Brunhnes, J.）は，「まさに1日で行政区域すべてが変革されたのは世界でもフランスただ1国であろう。」とのべている[2]が，イギリス，ドイツのように近代社会へと移行する過程で新らしい地方制度にみあう国内の再区分——行政区域の画定——にほとんど革新の手を加えなかった近隣の国にくらべれば，その特異性に注意が引かれるのであろう。中央の強権のもとで作りあげられたという性格が強いといわれる日本の府県制度をみても，廃藩置県後，その大略が決定されるまでに5年，最終的に確立するまでに15年以上をついやしている[3]のにくらべると，ブリュンヌの言もあながち不適当であるとはいえないのである。

しかし，このフランスにおける地方組織を評価する場合，〝革新〟すなわち ancien régime との断絶という側面に注意をむけすぎていない域であろうか。また，我々が当面問題とする〝区域〟の立過程をみるとき，これを〝制度，組織上の変革〟と混同していないのであろうか。実際，デパルトマン区画の画定作業の経過をたどると，〝プロヴァンス〟が随所に顔を出してくる。〝旧制度を否定し，それを一変させる目的で行なわれたこの作業が，実は旧秩序に依存しつつ進められた〟[4]経過を一度たどってみようと思うのである。そこからプロヴァンスが新制度のもとで否定された側面だけでなく，継承された側面も明らかになると考える。

* 昭和45年9月16日受理

2. デパルトマンの区画画定の経過

フランスにおけるデパルトマンを含めた行政区画の成立過程については，末尾至行がその大略を紹介している[5]ほかには，歴史地理学の文献の中にも多くはみつけられない。既知のことも多く重複のきらいがあるが，筆者自身の整理の意味もかねて，ブリュンヌとミロ（Mirot, A.）によりつつ事実経過だけをまずまとめてみる[6]。

1789年9月，革命議会は，ancien régime 下につくられた制度の一掃，および，すべての国内行政を単一の組織のもとでとりしきること[7]。この二つを目的として新らしい行政区画の画定作業に入った。約3ケ月後の同年12月末には早くもその大綱ができあがり，デパルトマンの数はパリ，コルシカを含めて77～83とすること[8]。プロヴァンスの境界を正確に決定し，それぞれのプロヴァンスにいくつのデパルトマンを作るかを決めること，などの決定がなされた。ここにいうプロヴァンスというのは，必ずしも厳密な意味でのプロヴァンスに限られていたのでもなく，ペイや，コルシカ島のように自然的単位も同列のものとして含まれていた。また必ずしも個々のプロヴァンスの境界を決めるのでなく，これらの大小いくつかの区域を適宜あわせて国内をいくつかのブロックに区画する目的のものであったらしい。このプロヴァンスの区画画定作業はまず地中海々岸部からはじまり，海岸部を南から北へ，次いで内陸部へという順序で進められた。1789年から翌90年にかけて行なわれたのである。

1790年4月，83のデパルトマンの区画，および，県議会の設置場所が正式に決定された。約半年間の作業でまったく新らしい区画を作り上げたのである。ブリュンスが〝1日にして作られた〟と比喩したのもあながち誇張とはいえないほどのスピードであった。

ただ，県議会所在地[9]については半数近くのデパルトマンで容易に決定をみなかったという。これは県議会が順次移動することで解決された。実際にはこの便宜的な処置は1年も続かなかったが，Ariège, Cantal, Gard, Jura, Haute-Saône の5県では1794年までこの状態が続いた。また，デパルトマンの下位単位としてディストリクト（District）[10]が置かれたが，いずれのディストリクトの首邑でもない都市をえらんで県議会が持たれた例もあった。(dép. des Hautes-Alpes—Chorges, dép. de Corse—Orezza, dép. de la Drôme—Chabenil, dép. de l'Isère—Moirans)

ここに挙げられたデパルトマンをみるとアルプス山地や中央高地の山間部に位置するものが多く，グルノーブルが含まれるイゼール県を除いて，デパルトマン内を統轄する有力な中心地を欠いていたと解される。県庁所在地をめぐる紛糾は日本においてもしばしばみられたことで，共通した現象という点では興味をひくことである。一刻も早く新秩序を作り上げるという要請のためにこのような問題に対しては適宜便法によって処理していった事情がうかがわれる。

デパルトマンの名称についても，革命議会における議論の最初の段階ではプロヴァンスの名を用いる案が提案されている。一つのデパルトマンが1プロヴァンスに相当する場合——dép. de l'Oréanais (Loiret) dép. de Rouergue (Aveyron) ——のほか，もとのプロヴァンスが数県に分割された場合は区別するための付属話をつける——dép. de la Champagne septentrionale (Ardennes), Champagne méridionale (Haut-Marne), dép. de l'Haute-Auvergne (Cantal) など。県都がもとのプロヴァンスの首邑である場合，そのままプロヴァンスの名を採用してもよいなど。

また，県都の名やプロヴァンス以外の古い地名を用いる案もだされた。dép. d'Amont (Haute-Saône), dép. du Milieu (Doubs), dép. d'Aval (Jura) などの案はともに中世の裁判所管轄区（le bailliage）の名を県名に採用しようとした例である。県都名をとる案は，

先述のように数多くあらわれた県議会所在地が確定しないデパルトマンの場合には不適当な案であった。初め，フランス南部のラングドック地方では県都の名を採用しようとした例が多かったということである。

自然地物の名を利用する案，最終的には原則としてほとんどこの案が採用されたのであるが，これが議論として提案されたのは1790年になってからのことで，実はもっとも遅くあらわれた案であった。後になって1860年，フランス領に編入されたアルプス西麓のサヴォア地方で2例の例外（dép. de Haut-*Savoie*, dép. de *Savoie*）があらわれたが，1790年当時は結局すべてこの方式に統一されたのである。自然地物といつても河川名を採るものが多く，全体の70%がこれに相当する。県域内の河川名を忠実に表現すべく2つ以上の河川名を並記した例——dép. de l'Aisne et Oise (dép. de l'Aisne), dép. de la Rhône et Saône (dép. de l'Ain), dép, de l'Indre et Creuse (dép. de l'Indre)——が非常に多く，煩雑であったためこれを多少簡略化して現在の県名ができあがったのである。デパルトマンの名称に歴史的名称を採らず，自然地物を利用したことについては，旧来の制度，因習との紐をたちきるためであった，という説明が一般になされている。

1790年4月の国王公書によってデパルトマンの区域，名称，県都が決定されるまでには，我々がその討議期間の短かさから受ける印象よりは，はるかに多くの曲折をへていることを知るのである。また，県名の決定経過に端的に示されているように，各々のデパルトマンの任意に委ねられる事項は少なかったようで，すべて中央の議会で原則が定められ，この原則に極力合致する方向で具体化の努力がなされたのである。

1790年以降現在までのデパルトマンおよび県都の変更を列挙しておく。

コルシカ島には当初1デパルトマンが置かれたが（dép. de Corse），1793年，2つのデパルトマンに分割された，(dép. de Gallo. dép de Liamone）。しかし，1811年には再度合併され，旧に復している。同じく1793年，リヨン周辺とその西部ロアール河谷までを含むローヌ県（dép. de Rhône et Loire）が2つに分割された（dép. de Rhône, dép. de la Loire)。ロアール県の県都は最初 Eeurs に予定されていたが，Montbrison に変更された。さらに同年，アヴィニョンともとのヴネサン公爵領（comté Venaissin）の区域にヴォークルーズ県（dép. de Vaucluse）が置かれている。

1808年，フランス南部，ガロンヌ川中流域の4つの県，Lot et Garonne, Aveyron, Gers, Haute-Garonne からそれぞれ一部を分離し，dép. du Tarn et Garonne を置いた（県部 Montauban）。

少し時代が下って1860年，対イタリア戦争の勝利の結果，アルプス山脈にそうサヴォア地方とニース地方が併合され，それぞれに県が置かれた（dép. du Montblanc, dép. des Alpes-maritimes）。モンブラン県は年，2つに分割され現在に至っている（dép. de Savoie, dép. de Haut-Savoie）。

フランス領の中でもっとも領有が新らしいのが Belfort 地区である。ここがフランスに編入されたのは1919年のことで，法的には県の資格は与えられていない。結局，現在のフランスには，ベルフォール地区を含めて90の県が存在する。

県都の移動はごく初期の短期間での移動を除くと，次の7例がある。

1794年,dép. du Cantal Saint-Flour→Aurillac 1800年, dép des Bouches-du-Rhône Aix→Marseille 1801年, dép. de la Manche Castres→Albi 1802年, dép. du Nord Douai→Lille 1810年, dép. de la Charente-Inféri-eure Saintes→La Rochelle

1811年, dép. de la Vendée Fontenay→La Roche-sur-Yon

以上のように，サヴォア地方のように後になってフランス領に編入されたものを除けば，18

08年の dép. du Tarn et Garonne の成立を最後に，デパルトマンの区域はすべて確定した。その後ドイツとの戦役によって帰属の変更があったアルサス，ロレーヌ両地方を除けば，現在に至るまで変化はない。ミロは，デパルトマンの成立過程を評して，「幾分専制的な点はあったが，でき上った結果は歴史的な区画を考慮し，経済的，地理的な要請をよくうけ入れている」とのべている[11]。

なお，制度，組織上の性格，あるいはその変化については，ナポレオンの統治時代，1800年の改正で，大幅に中央の監督権が強化されたことを付記するにとどめる[12]。

3. デパルトマンの区画・面積，県都の位置についての問題

そこで，まずデパルトマンの区画，県都の位置について問題となる点をいくつかひろいだしてみたい。ここからは，プロヴァンスに改変の手が加えられた点もいくつか指摘できる。

次に示した2枚の図を比較してみたい。左がプロヴァンス，右が1790年のデパルトマンの境域をそれぞれ示している。プロヴァンスが一見して大小さまざまな規模のものにわかれるのに対して，デパルトマンの区画は，パリが含まれる dép. de la Seine のような例外的なものを除けば，著るしく面積が均一化されているのが

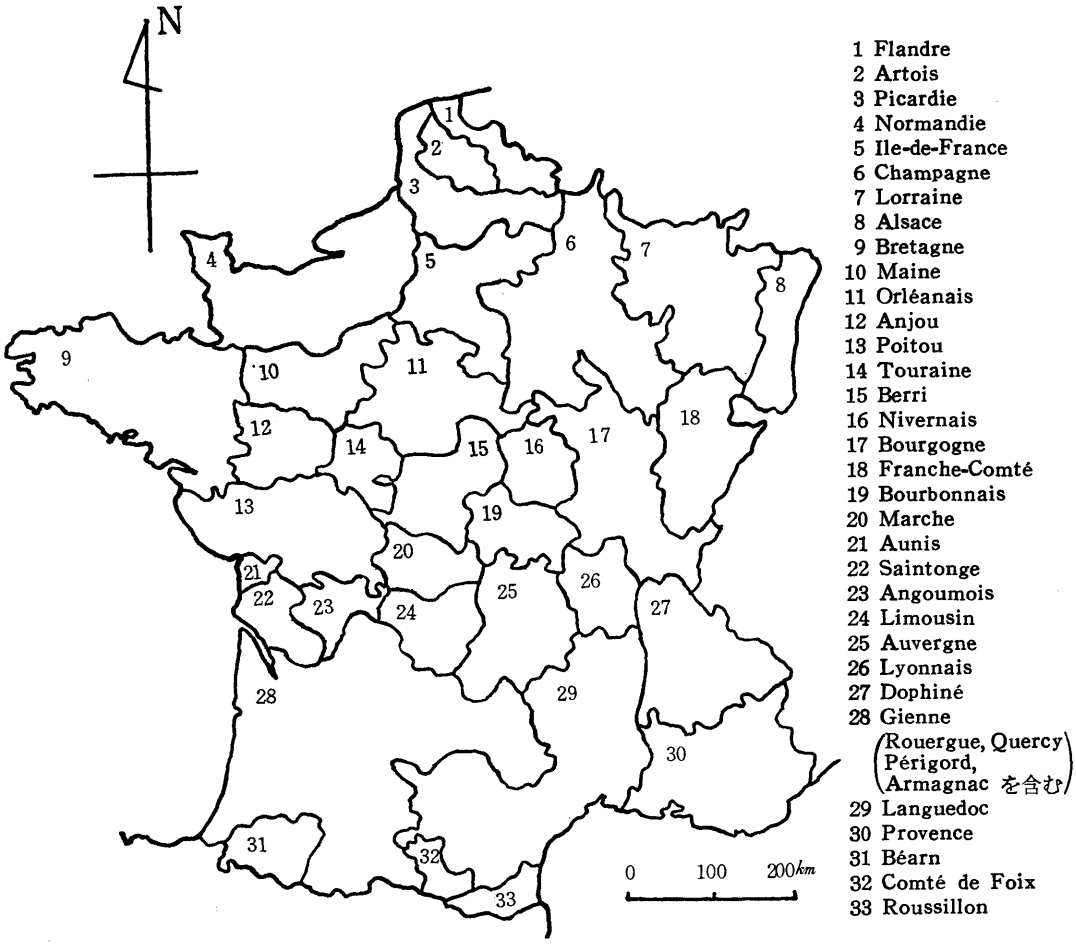

図1　プロヴァンス区画図

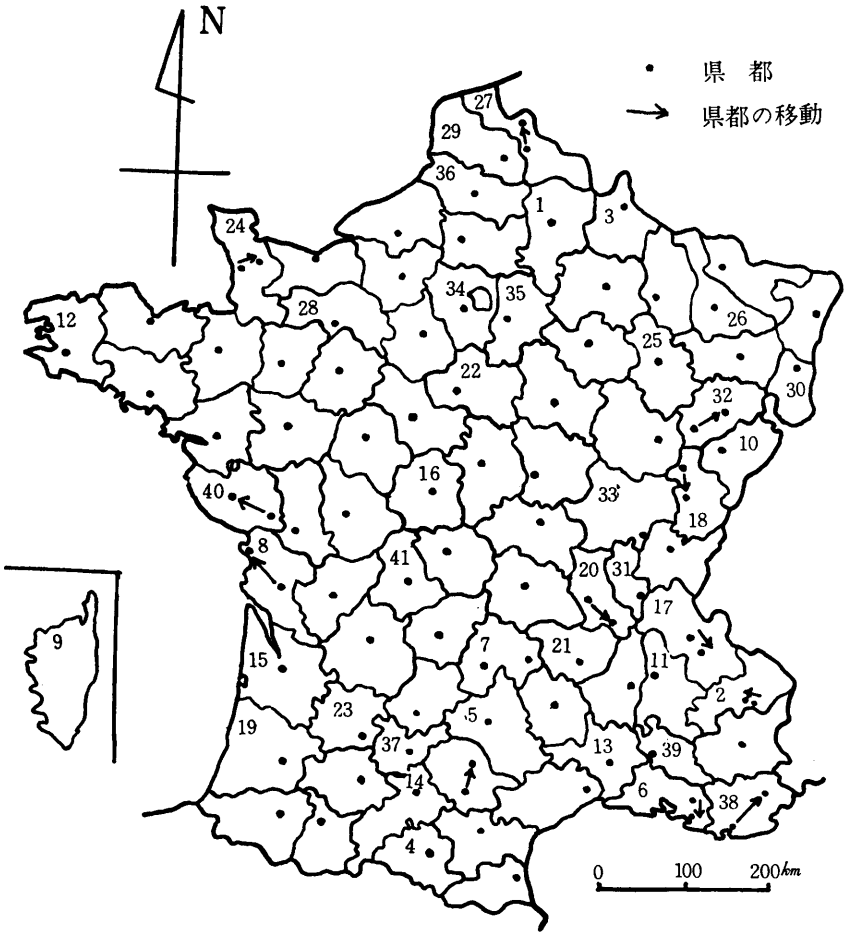

1 dép. de l'Aisne
2 〃 des Hautes-Alpes
3 〃 des Ardennes
4 〃 de l'Ariège
5 〃 de l'Aveyron
6 〃 des Bouches-du-Rhône
7 〃 du Cantal
8 〃 de la Charente-Inférieure
9 〃 de Corse
10 〃 du Doubs
11 〃 de la Drôme
12 〃 du Finistère
13 〃 du Gard
14 〃 de la Haute-Garonne
15 〃 de la Gironde
16 〃 de l'Indre
17 〃 de l'Isère
18 〃 du Jura
19 〃 des Landes
20 〃 de la Loire
21 〃 de la Haute-Loire
22 〃 du Loiret
23 〃 du Lot-et-Garonne
24 〃 de la Manche
25 〃 de la Haute-Marne
26 〃 de la Meurthe
27 〃 du Nord
28 〃 de l'Orne
29 〃 du Pas-de-Calais
30 〃 du Haut-Rhin
31 〃 de Rhône
32 〃 de la Haute-Saône
33 〃 de Saône-et-Loire
34 〃 de la Seine
35 〃 de Seine-et-Marne
36 〃 de la Somme
37 〃 de Tarn-et-Garonne
38 〃 du Var
39 〃 de Vaucluse
40 〃 de la Vendée
41 〃 de la Haute-Vienne

図2　デパルトマン区画図（サヴォア，ニースの編入前）
（本文にでるデパルトマンはその位置をここに一括して示した）

対照的である。プロヴァンスの規模の大小がそれぞれの発生起源の相違―古代のプロヴィンキア起源のもの，中世の伯爵領起源のもの等々―に由来することは前稿でのべたが，デパルトマンの区画図だけからかってのプロヴァンスの領域をおしはかることはもはや困難なことに思える。また，個々のデパルトマンの区域について，それぞれの区画の中心点から境界までの到達距離が等しくなるように工夫されたあとも歴然としている[18]。わずかに北部の dép. du Nord や dép. de la Meurthe，南部の dép. de la Haute-Garonne など例外的に細長い境域をもつ例であろう。このことがまた一層デパルトマンの区域が均一化されているという印象を強めている。そこで，現在の90県の面積の概要を手もとの資料で調べてみよう。90県の平均面積は6,128km²，最大面積をもつのはガロンヌ川河口部，ボルドーを県都とする dép. de la Gironde で10,726km²，第2位がその南に位置する dép. des Landes で9,364km²，一方，面積が3,000km² 台の小規模なデパルトマンとしては，アルサス地方の

表1. フランス・日本の面積規模別県（デパルトマン）数

	km²～3,000	km²3,000～	km²4,000～	km²5,000～	km²6,000～	km²7,000～	km²8,000～	km²9,000～	不明	平均	県総数
フランス	3	3	7	28	26	11	7	3	2	km² 6,128	90
日本	5	3	10	4	6	11	7	3	—	km² 6,470	44

Haut-Rhin, ローヌ河谷にそった Rhône, Vaucluse, ガロンヌ川中流の Tarne-et-Garonne の4つのデパルトマンがある（セーヌ県，ベルフォール区は除外した）。ただこの4つの中で，はじめの dép. du Haut-Rhin を除く3デパルトマンは1790年以降，遅れて分離独立したものであるから，デパルトマン成立当初においては，面積3,000km²台のものは dép. du Haut-Rhin ただ1つであったことになる。平均値6,128km²の前後，かりに5,000～7,000km²の面積をもつデパルトマンをかぞえてみると，過半数の実に52県に達するのである。ちなみに日本の府県について同様の数字をあげてみると（北海道を除く），平均値は6,470km²とフランスのそれにきわめて近い。最大は岩手県の15,274km²，福島県と長野県がともに13,000²台でこれに次ぐ。もっとも規模の小さい府県は大阪府，香川県でともに1,800km²台である。しかし，同様に平均値6,470km²の前後，5,500km²～7,500km²に含まれる府県数をかぞえるとわずかに12で，全体の3割に満たないのである。

こうして，今，面積を指標にとるかぎり，フランスのデパルトマンの方が日本の府県より，より一層均一化，合理化が強力に貫徹されたといわざるをえない[14]。

デュビー（Duby, G.）は，フランスのコミューンの区画図について，「我々中世史家がこの地図をみると，何よりもまず教区（la paroisse）の区画が再現されているのを認める」とのべている。この言葉に端的に示されているのであるが，同じ行政区画でも最下端のコミューンについては，近代の新らしい行政組織に組み込まれる際，その区域にはほとんど変更が加えられなかったのである。したがって，これとデパルトマンの成立経過を比較すれば，その改変された側面についての指摘は充分可能である。

次に各々のデパルトマンにおける県都の位置についてみておく。先の第2図にそれぞれのデパルトマンの県都の位置が示してある。大縮尺の地図であるから，これによってあまり詳細をのべるのは危険であるが，県都がよくデパルトマンの中央に位置している状態が読みとれると思う。とくに北フランスの平野から西南フランスにかけての各デパルトマンでは，Pas-de-Calais (Arras), Ardennes (Mézières), Haut-Rhin (Colmar), Lot-et-Garonne (Agen) など，その位置が偏在する例が認められるが，全般的にみればむしろ〝機械的に〟とも表現できるほど，県都はそれぞれのデパルトマンの中央に位置している。これに対してフランス東南部のローヌ河谷からアルプス山地にかけての各県では，地形的な制約があらわれて偏在する例が目につく。ことに狭長なローヌ河谷に沿う各デパルトマンではローヌ川に沿って県都が位置しているのが知られ，Saône et Loire (Macon), Vancluse (Avignon) などその最たる例といえよう。より以上の観察は，地形的制約，あるいは人口分布の状態など，さらに詳細な資料の助けにより，厳密な結果をまってえられるであろう。しかし，平野部に限らず中央高地からブルターニュ，ノルマンディーの山地にかけての山間部におけるデパルトマンにおいても，県都がその中央に規則的に位置している状態はこの地図からも充分指摘できるところである。

のちに県都が移動したものの中では，Vendée (Fontenay→La Roche-sur-Yon), Haute-Saône (Gray→Vesoul), Jura (Dole→Loule-Saunier) のようにデパルトマンの中央の都

市に移動した例がある一方，Charente-Inférieur (Saintes→La Rochelle), Loire (Montbrison→St. Étienne) のように周縁部の都市に移動したものもある。

なお，Haut-Rhin の場合，北部の偏する Colmar が県都で，より人口規模の大きい Mulhouse が県都とならなかったのは，アンシャンレジーム期，Colmar にしばしば行政的な中心機関が置かれたことに由来する。同様のことは，先に県都の移動の例にあげたジュラ県において，初め県都が北に偏する Dole に置かれた事実にもあてはまる。

のちに移動した県都の中で，Lille, Marseille, St. Etienne などは，その後の急速な人口増加が要因として働いているであろう。しかし，現在も県都でないもののうちにも県都より人口規模の大きい例がいくつかみられる。たとえばフランス西北端のPas-de-Calais—Calais, ノルマンディー半島先端の Finistère—Brest 先にのべたアルサス地方の Haut-Rhin—Mulhouse, 地中海に沿う Var—Toulon などがその例としてあげられる。海岸に位置する都市に該当例が多いことに気付くであろう。海岸部に位置するということで，おそらくは〝県都はデパルトマンの中央部に〟という要請にこたえられない例なのではなかろうか。

要するに，デパルトマンの区画とその中心地たる県都の位置を考えた場合，両者の密接な関係のうちに，行政の能率という点からみるときわめて合理的な区分ができあがっているといえるのである。

しかしながら，このデパルトマンのもつ〝合理性〟については，なお慎重な考慮が必要である。即ち，単に〝行政事務の遂行がもっとも能率的に行なわれるように，机上で作成したプランとしての合理性だけを考えてよいのであろうかということである。たとえば，ディッキンソン (Dickinson, R. E.) はブラーシュの言葉を借りて，「中心地となるべき都市の配列の状態が行政区画の配置をも決定している。」とのべている[16]。この場合，都市の配列が新らしい行政区画を作る時点ですでに所与のものであり，かつ，我々が一般論として認めているある規則性をもっているものとすると，デパルトマンの合理性といっても，単に行政的機能を果すために，にわかに作りあげられたプランとしての合理性とは少し異った意味をもってくる。前提としての歴史的存在である都市の配列，その秩序との相互規制の結果として考えなければならないからである。このような見解にたつと，区域の問題についてもデパルトマン，プロヴァンス両者の相互関係をみることはいわば必然のことであろう。プロヴァンスとその中心都市の密接な関係については前稿で若干ふれた。

4. デパルトマン，プロヴァンスの区域の相互関係

そこで再びプロヴァンスの区域の問題にもどることにしよう。〔2.〕の項でのべたように1790年の国王公書には31のプロヴァンスのグループが示されていた。煩雑さをさけるために要約して示すと次のようになる[17]。

① 1プロヴァンスが単独で1つのグループとされているもの(11例)Provence, Dauphiné, Franche-Comté, Alsace, Berry, Nivernais, Bourbonnais, Angoumois(Quercy, Rouergue, Rousillon

② 1プロヴァンスと数個の小区画が組み合せられているもの (13例) Lorraine, Champagne, Flandre, Isle de France, Normandie, Orléanais, Bourgogne, Lyonnais, Armagnac, Béarn, Comté de Foix, Languedoc, Auvergne

③ 他のプロヴァンスと共に1つのグループにまとめられたプロヴァンス (8例) Bretagne, Maîne, Anjou, Touraine, Poitou, Limousin, Aunis, Saintonge

当然のことながら，面積の小さいプロヴァンスは2～3個が組みあわされて1グループとなっているから，大小さまざまな規模をもつプロ

ヴァンスが，この段階で一旦平均化されたわけである。ブリユンヌの表の中で2つ以上のグループにわたって名前がでているプロヴァンスはフランス中央部の中央高地に位置する Marche 1例である。また，ドゥマンジョン（Demangeon, A.）の高名な著作で知られる Picardie は，いずれのグループにも名前があらわれず，Cambrésis, Boulonnais, Beauvaisis, Amienois などの下位単位に分けられて Flandre のグループと Isle-de-France のグループに属している。表をみるかぎりではプロヴァンスの区域が分割されて，数グループに分れて属したと判明するのはこの2例である。また，ガロンヌ川の上・中流域をしめる Quercy, Rouergue の2プロヴァンスは，それぞれ単独で1つのグループを形成していたが，これらは共に革命直前の時期には独立した行政単位とはなっていなかったものである。革命後かえってその存在が明確化されたともいえる。ブリユンヌが，「新らしい行政区画を作る仕事は古いプロヴァンスをよみがえらせさえした」とのべている[18]のはおそらくこれらの事例をさしているのであろう。

このそれぞれのグループごとの境界はデパルトマンの境界決定のときにも，実際にかなりよく守られている。先の例の中で，Picardie のうち Flandre のグループに属した部分は dép. de Somme の，Isle-de-France のグループに属した部分は dép. de l'Aisne の一部となった。また，ロアール川支流 Sarthe 川に沿い，東隣の Beauce と共に典型的なペイとして著名な Perche は[19] 本来属すべきである Maine のグループからはなれて Bretagne と1グループを形成していた。そして，デパルトマンの成立時には，ブルターニユの一部と共に dép. de l'Orne を構成した。

デパルトマンとプロヴァンスの区域をもう少し比較するための材料としてブリユンヌの対照表，及びミロの対照表，地図などを用いながら検討を進める。

まずミロの示した資料[20]によると，

①1プロヴァンスが1デパルトマンに相当するもの（12例）Flandre, Artois, Picardie, Touraine, Nivernais, Bourbonnais, Angoumois, Marche, Lyonnais, Comté de Foix, Roussillon, Béarn

②1プロヴァンスが2デパルトマンに分割されたもの（5例）Alsace, Maine, Berry, Limousin, Auvergne

③1プロヴァンスが3デパルトマンに分割されたもの（8例）Champagne, Lorraine, Orléanais, Bourgogne, Franche-Comté, Poitou, Dauphiné, Provence

④1プロヴァンスが5以上のデパルトマンに分割されたもの（5例）Normandie, Isle-de-France, Bretagne, Guienne, Languedoc

⑤2プロヴァンスが1デパルトマンになったもの（2例）Aunis, Saintonge

以上はごくおおまかな対照で，具体的な区域の異同は明らかでない。ただ，概略であっても1プロヴァンスの区域がほぼ1デパルトマンの区域に相当するものが12例示されているのは注目すべきであろう。プロヴァンスの持つ統一性がそのままデパルトマンに移行されたと考えられるからである。ただ，①の例の中には Picardie も含まれているが，先にのべたように，実際にはその東部は切りはなされて別のデパルトマン（dép. de l'Aisne）に属している。

又，ブリユンヌの資料によると，2つ以上のプロヴァンスにまたがる区域をもったデパルトマンは，このエスヌ県を含めて3例示されている（dép. de l'Aisne, Seine-et-Marne, Haut-Vienne）。ミロの対照図ではこのほかにもプロヴァンスの境界とデパルトマンの境界が一致しない例が認められるので，その中のいくつかの例についてその事情を考えてみる。

エスヌ県の場合は，Picardie は東西に長くのびる境域をもっていたが東部のセーヌ川支流のオアーズ川流域が，西部のソンム川流域から切りはなされ，Isle-de-France に属したエスヌ

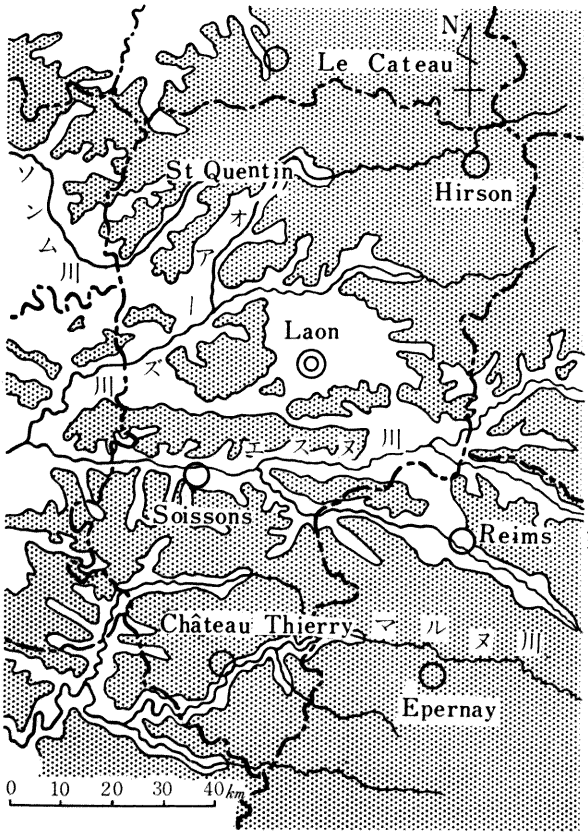

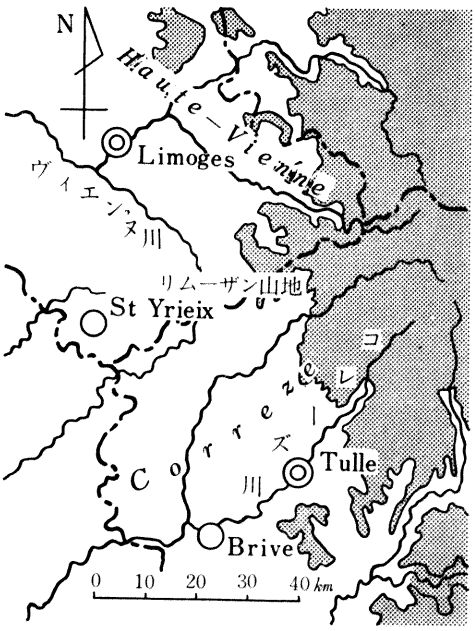

100 m 以上
国　境
デパルトマンの境界

図3　dép. de l'Aisne

500 m 以上
デパルトマンの境界

図4　dép. de la Haute-Vienne と dép. de la Corrèze の境界付近

川流域と組み合せられたのであり（図3参照），同様に Haute-Vienne 県の場合は，フランスのほぼ中央部を占める Limousin のうち，ロアール川に合するヴィエンヌ川流域が，アキーテヌ平野に向うコレーズ川流域と分割され，北のヴィエンヌ川流域部分がマルシュの一部と合して1県を作ったのである。ここの場合，中央にリムーザン山地という明瞭な境界線のあることが特色である(図4参照）。このほか，ロアール川の最上流部に位置する Haute-Loire 県の場合，ブリユンヌの表では Auvergne に属することになっているが，これもミロの対照表によると，Languedoc にかなりの部分が入りこんでいる。これも図上の検討では，Languedoc に含まれるロアール川の最上流部をLanguedoc から切りはなして，1流域で1県を形作った可能性が強い。まさに，〝Haute-Loire〟という名にふさわしい区域をもったのである（図5参照）。このように個々の例の検討を行なうと，プロヴァンスが必ずしも自然境界に一致して展開していない場合，これを自然的な単位に作りかえようとした努力が充分に認められる。成立したデパルトマンは自然地物を名称に採用した経過は先にのべたが，この中で河川名をとる例

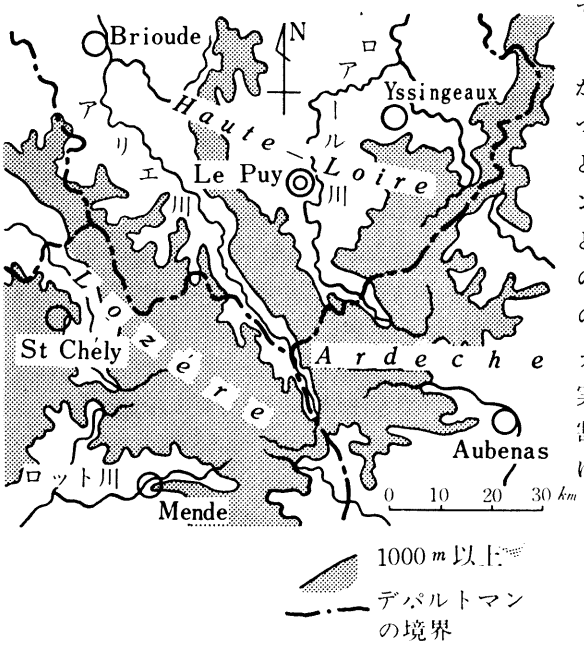

図5　ロアール川最上流部のデパルトマンの境界

が圧倒的に多いのは，こうした自然的な単位（河川の流域）をできるかぎり利用しようと努力したことと無関係ではなさそうである。もっとも先にのべたOrne県の場合，ここはノルマンディーの最南部に位置する県であるが，この県の東南部はオルヌ川の流域をこえてLoire川の支流，ユイスヌ川の流域部分を含んでいる。このユイスヌ川流域はPays Percheと呼ばれ歴史的にはMaineに属すべき部分である。このように，自然境界とはむしろ一致しない事例も認められる。プロヴァンスの境界に変更が加えられる場合，このようにペイがその分割の単位として利用された例が確認される。

以上によって，プロヴァンスとデパルトマンが区域の点でいかに関係しあっているかがたどれたと思う。プロヴァンスの境界がデパルトマンに踏襲されない場合，先にあげたいくつかの事例ではいずれも自然的（地形的）境界に極力合致させようとしている。これもむしろ〝機械的に〟ともいえるほど徹底していた。デパルトマンの名称に自然地物を用いた理由は先述したが，このような区画画定のときの方針が関係しているのではないであろうか。

結局，第一の段階として，まずプロヴァンスが31のグループにまとめられた。次いでその1つ1つが行政区域として要請される機能をもっともよく果しうる規模に分割されてデパルトマンの区域が成立したのである。その適当な規模というのは，その行政区域が，国家の行政のどの部分を担当するかによっておおよそ決まるものである[21]。，コミューンにくらべるとプロヴァンスが改変させられた度合の大きいことは確実であるが，プロヴァンスの内部が数区画に分割されたことがすなわちプロヴァンスの瓦解とはならないことはもちろんである。

5. 結　　び

これまでの考察によって，デパルトマンの成立過程におけるプロヴァンスのかかわり方がほぼ明らかになったと思う。先にデュビーの言を引いたように，現在のデパルトマンとプロヴァンスとの間に直接的な相似点は認められないが，デパルトマンの区域に対してプロヴァンスが深くかかわりをもつ部分も同様に多いのであって，それは単に形式的な関与とはとてもいい切れるものでない。このことは，あのフランス革命の一側面として中央集権な絶対王政に対する反発，すなわち地方分権への志向が認められるとすれば，容易に理解できることでもある。プロヴァンスは絶対王政時代の行政区域として利用されたばかりではなく，それ以前，王権の弱い封建時代の諸侯の版図そのものなのであって，地方分権の思潮が拠るところはプロヴァンス以外になかったと思われる。革命議会において，プロヴァンスは否定される側面と共に積極的に肯定される側面をもっていたことを我々は忘れがちなのではなかろうか。事実，デパルトマンが国家の行政区画として完全に中央集権的な機構の中に組みこまれたのは先述の1800年のナポレオンの改革以降のことであり，それまでは独立性をもった自治組織としての性格が強か

ったのである。筆者は実感として把握はできないが，フランスにおける地方分権への志向性ということについては多くの著作が語るところである。20世紀に入るころになると行政われ，国区画としてのデパルトマンに種々の欠点があら土の分割計画，種々の地域計画が出現するようになるが，この場合にもプロヴァンスは欠くべからざる基礎条件となったようである。

注

① 拙稿：プロヴァンス（province）とペイ（pays）——フランス地理学における“地域”の素材としての——「金沢大学教育学部紀要」第18号）人文・教育・社会科学編）1969
以下の文中で「前稿」とあるのはすべてこの小論をさす。

② Brunhes, J.：Géographie humaine de la France, 1925. P. 399

③ 日本では明治4年の廃藩置県後，明治8～9年に再び府県の統合が行なわれ，過半の府県がこの時その区域を決定している。明治20年香川県が愛媛県から分離独立して全国の府県域が確定した。

④ Brunhes, J.：注②前掲書，P. 407

⑤ 末尾至行：政治地理（近世）「歴史地理学講座」1, 1959. 朝倉書店，p. 279

⑥ Brunhes, J.：注②前掲書，p. 399～410
Mirot, A.：Manuel de géographie historique de la France. tome 2, Les divisions religieuses et administratives de la France, 1950, p. 396～440

⑦ ancien régime 期の行政区画は裁判所管区（bailliage），軍区（gouvernement），徴税区（généralité）などそれぞれの機能に応じて別個の画画があった。プロヴァンスはこれらと一応別個の歴史的な区分であるが，しばしば総称として“旧体制下の地方区画”という程度の意味でも用いられる。gouvernement の区画はほぼプロヴァンスに一致する。

⑧ デパルトマンの数の決定についても，議論の過程ではいろいろな意見がだされた。ミロは当時の政治家 E. J. Sièyes の国土を324に分割する案を紹介している。（注⑥前掲書，P. 397）

⑨ 初期は“県庁所在地（prefecture）”の語を用いず，“lieu de réunion de l'assemblé départmentaire”の語が使われている。

⑩ 後の郡（arrondissement）にあたる。

⑪ Mirot, A.：注⑥前掲書，p. 398

⑫ フランスの地方制度全般については以下のものを参照した。
小倉庫次：「各国の地方行政」1964，有斐閣
弓家七郎：「欧米の地方制度」1958，三和書房
Alderfer, H. F.：Local Government in Developing Countries, 1964, p. 3～7
Humes, S. & Martin, E.：The Structure of Local Government, 1969, p.531～541

⑬ “県都から馬車で1日で到達できる距離”という基準がよく紹介されている。

⑭ ただし，日本の場合は，府県の財政負担力を勘案して区分が行なわれた。当時の府県ごとの石高を調べると，明治8～9年の統合前は40万石，統合後は80万石に均一化された数字がえられる。行政区画の区分を行なう場合，何を基準とするかは各国の地方制度の特質と関係があるものと思われる。

⑮ Meynier, A. et les autres：La carte, instrument de recherche：les Commune de France, Annales, 1958

⑯ Dickinson, R. E.：City and Region A Geographical Interpretation, 1964, p. 456

⑰ ブリュンヌの示した資料による。（注⑥前掲書，p. 400）

⑱ Brunhes, J.：注⑥前掲書，p. 399

⑲ ペルシュの歴史地理的研究として，
Musset, R.：Le Perche, nom de pays, Ann. de géogr. tom. 28, 1919

⑳ Mirot, A. 注⑥前掲書，p. 400～414

㉑ 注⑭参照

La division de la France en départements au terme de XVIIIe siécle

---Comment a-t-elle des relations avec *"province"*?---

Masahiro YAMADA

En générale on met une grande insistence à la nouveauté, la rationalité et le interruption du passé, quand il s'agit du procédé de la division de la France en départements.

Par rapport à cette problème, J. Brunhes a proposé le sens moins novateurs au reste du sens plus révolutionnaires. De même que cette division n'avait pas été réaliser sans sa dépendence historique.

Dans cette esquisse l'auteur a confirmé que la province, comme une être historique, a le rôle important au procédé du établissemeut du département. Cette confirmation a donné la province une perspectif comment elle a été absorbé dans le département et quelque signification elle a été eu dans la société moderne.

Cette esquisse s'est publiée pour compenser celle qui s'était publiée l'année dernière.